

平成27年 2月13日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役 田 中 邦 明
(東証第一部 コード番号：4312)
問 い 合 わ せ 先 執行役員 高 橋 俊 之
電 話 番 号 03-5297-3066 (広報室)

業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、役職員向けの新しい業績連動型株式付与制度として「役員報酬B I P信託」(以下「B I P信託」という(※1)(※2。))及び「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といい、B I P信託とあわせて「本制度」という。)を導入することを決議し、B I P信託に関する議案を平成27年3月13日開催予定の第30回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役(他社からの出向取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。)及び執行役員(以下「取締役等」という。)を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い取締役等向け報酬制度として、本制度を導入いたします(※3)。
- (2) 取締役に対するB I P信託の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、取締役等に対するインセンティブプランであり、本制度により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。なお、業績目標は、中期経営計画で掲げている連結営業利益率の目標値を採用しています。

(※1) B I P信託®は三菱UFJ信託銀行株式会社の商標登録です。

(※2) B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであります。

(※3) B I P信託の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「自社株式取得目的報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、他社からの出向取締役や業務執行から独立した立場である社外取締役、非常勤取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。また、当社では執行役員を従業員として扱っており、B I P信託の対象には含めず、E S O P信託の対象としております。

2. 本制度の概要

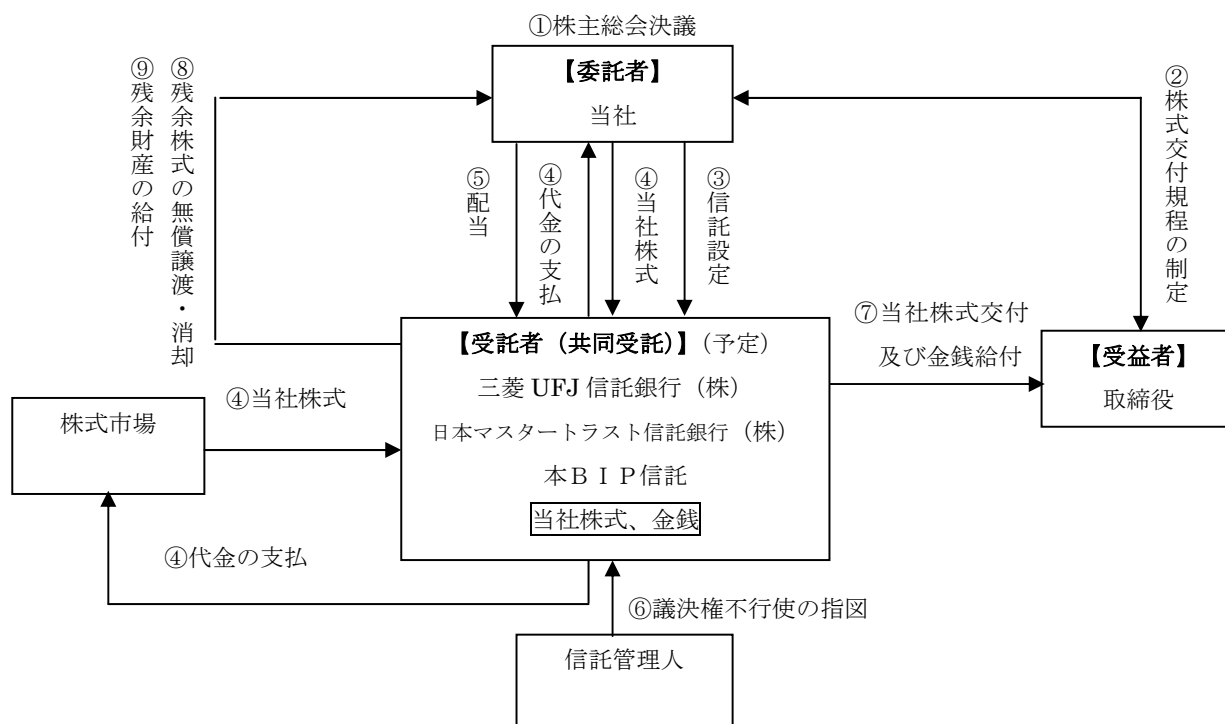
B I P信託については(別紙1)を、E S O P信託については(別紙2)をご参照ください。



NEWS RELEASE

(別紙1)

B I P 信託の概要



- ①当社はB I P 信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②当社はB I P 信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本B I P 信託）を設定します。
- ④本B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本B I P 信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦中期経営計画を達成した場合、その期間終了後に、中期経営計画の達成度等に応じて、取締役にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象に本B I P 信託を継続利用するか、本B I P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本B I P 信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。



NEWS RELEASE

(1) 本B I P信託の概要

本B I P信託は、平成27年12月31日で終了する事業年度から平成29年12月31日で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」という。）(※)を対象とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度です。

(※) 下記(4)第2段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本B I P信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができるポイント数（下記(5)に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本B I P信託の対象者

当社の取締役は、本中期経営計画の期間終了後に、以下の受益者要件を満たした上で、所定の受益者確定手続を経ていることを条件に、本B I P信託より当社株式等の交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中に当社の取締役として在任していること（信託期間中に新たに取締役になった者を含み、本中期経営計画の期間終了時点において在任していることを要する）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ 下記(5)に定めるポイント数が決定されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

平成27年6月1日（予定）から平成30年4月末日（予定）までの約3年間とします。

ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本B I P信託を継続することがあり得ます。

(5) 取締役に交付等される当社株式等

取締役には、本中期経営計画の期間終了後に、本中期経営計画を達成した場合に限り、ポイント数が付与されます。ポイント数の算定は、役位ごとに定められた基本給与に、業績指標に応じて決定される支給係数と役位別の倍率を乗じたものを、本B I P信託の信託契約日直前1か月間の東京証券取引所における当社株式の終値平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。なお、本B I P信託を継続する場合は、信託期間の延長に関する契約直前1か月間の東京証券取引所における当社株式の終値平均値の金額を同様に用いるものとする。）によって除して行います。

なお、1ポイントは当社株式1株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。



NEWS RELEASE

また、本信託開始後に生じた取締役の増員や本中期経営計画の達成状況等により、取締役に付与されるポイント数の算定にあたり、下記(6)に定める上限ポイントを超えることが見込まれる場合は、予め定める株式交付規程に基づき、取締役に付与されるポイント数を比例按分により当該上限内に納まるように調整した上で、付与されます。

さらに、本中期経営計画を達成した場合であっても、予め定める株式交付規程に基づき、取締役に対するポイント数を付与しないことがあります。

取締役には、ポイント数付与後に、下記(8)に従って、付与されたポイント数に応じた当社株式等が交付等されます。

(6) 本B I P信託に拠出される信託金の予定額及び本B I P信託より交付等される当社株式等に対応する当社株式の予定株数

当社は、本B I P信託に130百万円(※)の信託金を拠出することを予定しております。

(※) 信託期間内の本B I P信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会においては、本B I P信託に拠出することのできる金額の上限を130百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本B I P信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。

上記の予定額は、現在の取締役の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

また、本株主総会においては、取締役に付与されるポイント数の上限を20万ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役が本B I P信託から交付等を受けることができる当社株式等に対応する当社株式の株数(ひいては本B I P信託により取得する当社株式の株数)は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。

(7) 本B I P信託による当社株式の取得方法

本B I P信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本B I P信託内の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本B I P信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

本中期経営計画を達成した場合、平成30年4月に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式の50%について交付を受け、また、残りについては本B I P信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。



NEWS RELEASE

(9) 本B I P信託内の当社株式に関する議決権行使

本B I P信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本B I P信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本B I P信託内の当社株式についての剰余金配当は、本B I P信託が受領し、本B I P信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間終了時に剰余株式が生じた場合は、株主還元策として、信託期間終了時に本B I P信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成27年6月1日（予定）
⑧信託の期間	平成27年6月1日（予定）～平成30年4月末日（予定）
⑨制度開始日	平成27年6月1日（予定）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の上限額	130百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬帰属権利者	当社
⑭剰余財産	帰属権利者である当社が受領できる剰余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がB I P信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |



NEWS RELEASE

(別紙2)

1. ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員のインセンティブ・プランの拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社執行役員（以下「従業員」という。）に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）または株式市場から取得（立会外取引を含む）します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の役位等に応じた当社株式を、中期経営計画達成時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

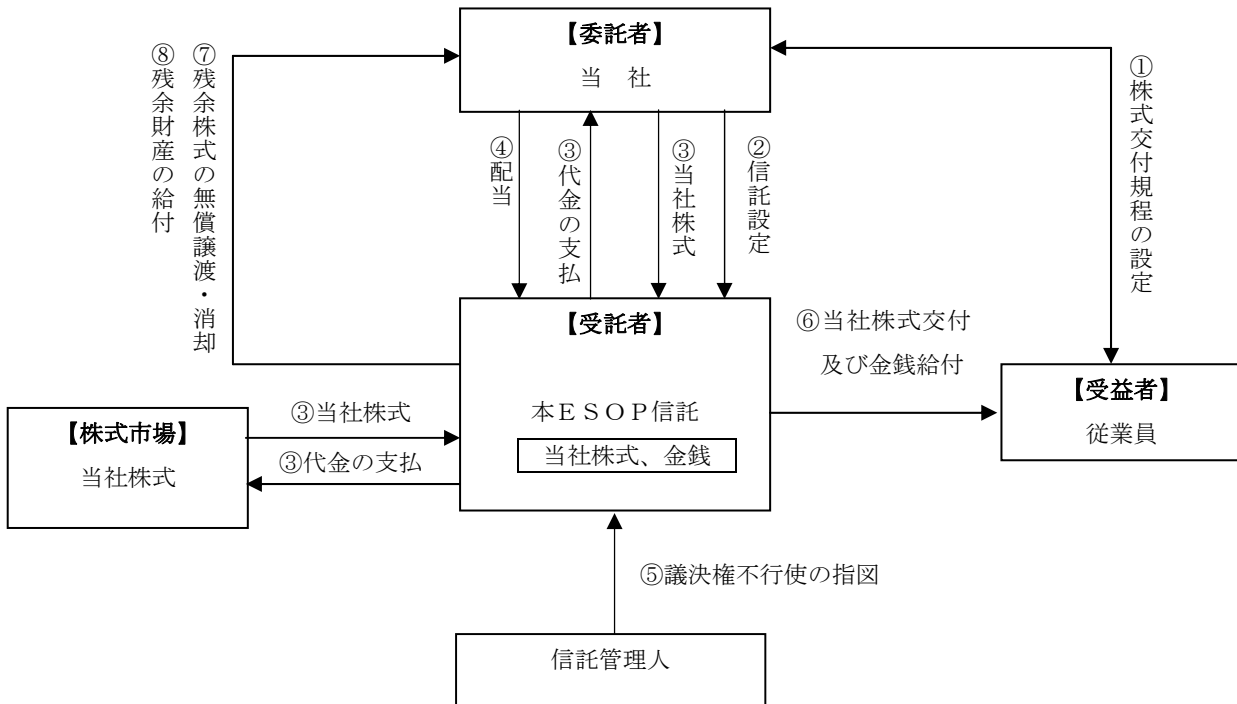
当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意志が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

なお、株式取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。



NEWS RELEASE

2. E S O P信託の仕組み



- ①当社はE S O P信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定します。
 - ②当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする信託（本E S O P信託）を設定します。
 - ③本E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
 - ④本E S O P信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
 - ⑤本E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 - ⑥中期経営計画を達成した場合、その期間終了後に、中期経営計画の達成度等に応じて、従業員にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす従業員に対して、当該従業員に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
 - ⑦信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象に本E S O P信託を継続利用するか、本E S O P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
 - ⑧本E S O P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。
- ※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。



NEWS RELEASE

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブ付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 未定 |
| ⑤受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年6月1日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年6月1日～平成30年4月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年6月1日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の総額 | 未定 |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上